

## 信州大学附属図書館工学部図書館と市立須坂図書館との 連携協力に関する覚書

信州大学附属図書館工学部図書館（以下「甲」という。）と須坂市教育委員会 市立須坂図書館（以下「乙」という。）は、先に締結した「信州大学と須坂市との連携に関する協定書」（平成 16 年 12 月 24 日）に基づき、地域の学術・文化の発展に資するため、図書館活動において相互に連携し協力するため、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が図書館活動において相互に連携協力し、図書館サービスの向上及び地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 図書館資料の貸出及び返却に関すること。
- (2) 図書館資料の相互貸借に関すること。
- (3) 参考調査に関すること。
- (4) 図書館資料の分担保存に関すること。
- (5) 職員の資質向上のための研修に関すること。
- (6) 市民向け講習会に関すること。
- (7) その他甲及び乙が必要と認めること。

### （有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、締結の日から 3 年間とする。ただし、甲乙いずれかから特段の申し出がない限り、当該有効期間が満了した日の翌日から 3 年間につき自動更新するものとする。

### （細目）

第4条 第2各号に掲げる連携事項の実施については、別に定める要領等によるほか、この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲乙が協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙明記のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 10 月 3 日

甲 信州大学附属図書館工学部図書館長

寺沢才紀

乙 須坂市教育委員会教育長

川上裕之